

千葉県立保健医療大学学長選考規程

平成21年4月1日

規程 第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)(以下「教特法」という。)第3条及び第7条の規定により、千葉県立保健医療大学学長(以下「学長」という。)の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の機関)

第2条 学長候補者(以下「候補者」という。)の選考は、評議会が行う。

(選考の時期)

第3条 評議会は、次の各号のいずれかに該当する場合に、候補者の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。

2 候補者の選考は、原則として、前項第1号の場合は任期満了の日の30日前までに、同項第2号又は第3号の場合は速やかに行うものとする。

(選考の基準)

第4条 候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学教育に関し識見を有する者でなければならない。

(知事への申出)

第5条 評議会が第2条の規定により候補者を選考した場合は、学長は教特法第10条の規定により、知事に申し出なければならない。

(任期)

第6条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任の場合の任期は2年とし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

(規程の実施及び解釈)

第7条 この規程の実施及び解釈について疑義が生じたときは、評議会の議を経て学長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に学長の職にある者は、この規程により選考されたものとみなす。